

日本認知行動カウンセリング協会「認知行動療法専門カウンセラー」資格認定規定

第1条

本協会「認知行動療法専門カウンセラー」の資格認定は、本規定に基づいて行う。

第2条

資格審査は認知行動療法専門カウンセラーとして必要な基礎的知識、技能等について行う。

第3条

資格認定を申請する者は、次の各項すべてに該当しなければならない。

1. 本協会の専門会員であり、本協会が主催する認知行動療法専門カウンセラー養成コース計60時間を受けている者。または、すべての講座の受講を確約しており、かつ理事会が受験を認めた者。
2. 申請書類を事務局に提出し、これが認められた者。

第4条

資格認定の審査は原則として年1回とし、毎年2月15日から2月末日の間に申請を受け付ける。

第5条

資格審査は、以下の通りである。

【第一次審査】

- ・筆記(辞書持ち込み不可)。内容は、認知行動療法専門カウンセラー資格に必要な基礎的知識、技能、介入方法等について。
- ・第一次審査の合格をもって認知行動療法専門カウンセラー資格審査の合格とする。

第6条

申請書類は以下の通りである。

1. 資格認定審査申請書 1部
2. 専門会員証および専門会員資格要件を満たす証明書の複写 各1部

第7条

審査料に関しては以下の通りである。

1. 資格審査料は30,000円、資格登録料は10,000円とする。
2. 再審査を希望する者は、再審査料10,000円を必要とする。
3. いかなる場合でも、資格審査料および資格登録料、再審査料の返還はしない。

第8条

資格認定に関しては以下の通りである。

1. 認定を受けた者は、本協会認定認知行動療法専門カウンセラー名簿に登録される。
2. 登録された者には認定証を交付する。認定証の有効期限は3年とし、別に定める手続きを経て更新することができる。

付則

1. 本規定は平成22年12月11日より発効する。
 - ・平成24年2月19日一部改正
 - ・平成28年12月19日一部改正
 - ・令和元年10月31日一部改正
2. 本規定の改正は常任理事会の議を経て、理事会の認定を得るものとする。